

裁 決 書

京都府向日市上植野町堂ノ前5番地の3
イトーピア向日マンションC-432
審査請求人 杉谷伸夫
処分庁 向日市教育委員会教育長

審査請求人が平成24年3月8日付けで提起した向日市公民館使用不許可処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

向日市公民館使用許可申請に対する、向日市教育委員会教育長による平成24年2月29日付け不許可処分(23向中第1070号)を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

上記の処分は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第2項の規定に違反しており、違法である。

第2 認定事実

(1) 審査請求人は、平成24年2月22日付けで「杉谷伸夫の議会報告会」を目的として平成24年4月21日午前9時から正午まで上植野公民館料理実習室を使用したいとの申請(以下「本件申請」という。)をしたところ、向日市教育委員会教育長が、同月29日付けでこれを不許可とする処分(以下「本件処分」という。)を行った。

(2) 上植野公民館は、向日市公民館の設置および管理に関する条例(昭和5

6年条例第9号)により設置された社会教育法(昭和24年法律第207号)上の公民館であり、地方自治法第244条第1項の公の施設である。

第3 向日市議会への諮問及びその意見

- (1) 本件は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求であるから、地方自治法第244条の4第4項の規定により、平成24年3月21日付けで向日市議会に諮問した。
- (2) 地方自治法第244条の4第3項の規定に基づく審査請求に関する諮問に対する答申書(平成24年3月22日付け23向議第9770号)

地方自治法第244条の4第3項の規定に基づく審査請求に関する諮問に対する本会議の意見は、下記のとおりである。

記

「審査請求は棄却とする」

向日市議会においては、議会活性化特別委員会で、市議会としての議会報告会開催について意見の一致をみるなど、議会改革について議論を重ねており、市民の信託に応える議会活動の推進が一層図れるよう努めているところである。

審査請求提出者は向日市議会議員であり、議案の提出権を有しており、審査請求提出以前に議会内において、条例の一部改正に努めるべきである。

また、現段階において公民館の使用に関しては、「向日市公民館の設置および管理に関する条例」、「向日市公民館管理運営規則」及び「向日市公民館管理要項」に基づき決定されるのが原則である。

第4 判断

- (1) 公民館の使用については、社会教育法のほか、公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年文部科学省告示第112号)、向日市公民館の設置および管理に関する条例、向日市公民館管理運営規則(昭和56年教育委員会規則第1号)並びに同条例第5条及び同規則第12条の委任に基づく向日市公民館管理要項(昭和63年4月12日制定)に従って使用を許可すべきものである。
- (2) 公民館の運営について、向日市においては、昭和49年7月1日に公民館運営審議会が設置され、住民の意志が十分反映されるよう同審議会の審議を通じて、「向日市公民館の設置趣旨に基づき、その効果的な活用を図るために必要な使用の基準」として向日市公民館管理要項が制定され、現在に至っている。

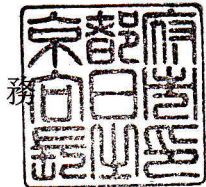
なお、同審議会は、平成12年3月31日をもって社会教育委員と統

合されたところである。

- (3) 公民館の設置及び運営に関する基準第7条においては、「公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする」と規定している。
- (4) 「本市では、公民館の使用を地域住民の自主的な活動と相互の交流活動を主目的としていることから使用料を無料としており、地域住民の活動を制限することがないよう配慮しなければならないこと」、「本市の公民館は地元から負担を願い設立した経過から自治会館としての性格があり、そのため地元自治会のご理解も必要となること」及び「公民館を市議会議員個人の活動報告として使用していただくことは、結果として議員間に不公平を生じさせるおそれもあり、全体での十分な議論が尽くされていない状況から、現時点では困難であること」を理由とする本件処分は、現時点では妥当である。
- (5) 以上のとおり、本件審査請求については、主文のとおり裁決する。

平成24年4月10日

審査庁 向日市長 久嶋



教示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、京都府知事に対して再審査請求をすることができます。なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、向日市を被告として（訴訟において向日市を代表する者は、向日市長となります。）、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。